

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	指定の停止
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町指定給水装置工事事業者に関する規則第 9 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町指定給水装置工事事業者に関する規則第 9 条、第 11 条第 1 項、第 14 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町指定給水装置工事事業者に関する規則 (指定の停止)</p> <p>第 9 条 町長は、前条各号に該当する場合において、指定工事事業者にしんしゃくすべき特段の事情があるときは、指定の取消しに替えて 6 か月を超えない期間を定め指定の効力を停止することができる。</p> <p>(主任技術者の職務等)</p> <p>第 11 条 主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。</p> <p>(1) 給水装置工事に関する技術上の管理</p> <p>(2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督</p> <p>(3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が政令第 5 条に定める基準に適合していることの確認</p> <p>(4) 給水装置工事に関し、町長と次に掲げる連絡又は調整を行うこと。</p> <p>ア 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整</p> <p>イ 第 14 条第 2 号に掲げる工事に係る工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整</p> <p>ウ 給水装置工事を完了した旨の連絡</p> <p>2 略</p> <p>(事業の運営に関する基準)</p> <p>第 14 条 指定工事事業者は、次に掲げる給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な事業の運営に努めなければならない。</p> <p>(1) 給水装置工事ごとに、第 12 条第 1 項の規定により選任した主任技術者のうちから、当該工事に関して第 11 条第 1 項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。</p>

	<p>(2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有するものを従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。</p> <p>(3) 前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ町長の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。</p> <p>(4) 主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。</p> <p>(5) 次に掲げる行為を行わないこと。</p> <p>ア 政令第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。</p> <p>イ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。</p> <p>(6) 施行した給水装置工事ごとに、第1号の規定により指名した主任技術者に次に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。</p> <p>ア 施主の氏名又は名称</p> <p>イ 施行場所</p> <p>ウ 施行完了年月日</p> <p>エ 主任技術者の氏名</p> <p>オ しゅん工図</p> <p>カ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項</p> <p>キ 第11条第1項第3号の確認の方法及びその結果</p>
<p>参 考 資 料</p>	
<p>聴 聞 ・ 弁 明 手 続</p>	<p>弁明の機会の付与</p>
<p>備 考</p>	
<p>設 定 日</p>	<p>平成27年10月31日</p>

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	主任技術者の承認の取消し等
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町指定給水装置工事事業者に関する規則第 13 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町指定給水装置工事事業者に関する規則第 13 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町指定給水装置工事事業者に関する規則 (主任技術者の承認取消し)</p> <p>第 13 条 町長は、主任技術者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その承認を一定期間停止し、又は取り消すことができる。</p> <p>(1) 第 8 条の規定に該当するとき。</p> <p>(2) 所属する指定工事事業者がその指定を停止され、又は取り消されたとき。</p> <p>(3) 心身の故障によりその業務を行うのに適当でないと認められたとき。</p> <p>(4) その他不都合と認められたとき。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日